特定退職金共済制度
（特退共）

新潟商工会議所

特定退職金共済制度（特退共）の概要

☆この制度は、所得税法施行令第７３条第１項各号の要件を備えた「新潟商工会議所特定退職金共済規程」（以下「特定退職金共済規程」）に基づき、新潟商工会議所（以下「商工会議所」）が所轄税務署長から承認を受け、実施しております。

制度の特長

1. 退職金制度の確立は、従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。
2. この制度を採用することにより、中小企業でも安定した退職金制度が容易に確立できます。
3. 月々、定額の掛金を支払うことにより、将来の退職金を計画的に準備できます。
4. 事業主が負担するこの制度の掛金は、全額損金または必要経費に計上できます。
しかも従業員の給与所得にもなりません。(所得税法施行令第 64 条、法人税法施行令第 135 条)
5. この制度は、「勤労者退職金共済機構」が実施する退職金制度（中退共）との重複加入が認められます。 他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。
6. この制度を採用することにより、法律で定められた退職金支払のための保全措置が講ぜられます。(賃金の支払の確保等に関する法律第５条)
7. この制度の掛金は、生命保険会社に運用を委託しております。

～～～以下、「特定退職金共済規程」の中で特に重要な事項を中心に記載しておりますので、ご確認のうえお申込みください。～～～
「特定退職金共済規程」につきましては、新潟商工会議所ホームページ（https://www.niigata-cci.or.jp/）をご覧ください。

加入事業主（共済契約者）

○新潟商工会議所の地区内に事業所を有する事業主（法人又は個人）

「勤労者退職金共済機構」（中退共）に加入後、従業員の増加等により、中小企業の要件に該当しなくなった場合、特定退職金共済制度に退職金相当額を引き継ぐことができます。詳しくは、取扱生命保険会社または新潟商工会議所へお尋ねください。

左記について、よくご確認いただいたうえ、お申込みください。

被共済者になれる従業員

○事業主（共済契約者）と雇用関係にあり、加入日現在において満１５歳以上満６５歳未満の従業員
※下記の方を除き、使用人兼務役員※を含む従業員全員を被共済者とする必要があります。
○被共済者としなくてもよい従業員
①期間を定めて雇われている者
②試用期間中の者
③季節的な仕事のために雇われている者
④非常勤の者
⑤パートタイム労働者
⑥休職中の者
⑦各事業所で定めた退職金規程等により退職金の支払勤続年数に満たない者

※**使用人兼務役員**とは、法人税法第34条第６項に規定された使用人としての職務を有する役員です。
【法人税法 第34条第６項】
第１項に規定する使用人としての職務を有する役員とは、役員（社長、理事長その他政令で定めるものを除く。）のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。
（使用人兼務役員とされない役員）
【法人税法施行令 第71条第１項】
一　代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
二　副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
〔三以下省略〕

被共済者になれない方

○個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族
○法人の役員（使用人兼務役員※を除く）
○他の特定退職金共済制度の被共済者

掛　金

○事業主（共済契約者）は、１口1,000円として従業員（被共済者）１人につき最高30口（30,000円）まで掛金を毎月納入できます。
◇追加加入と掛金の増額は、毎月お取扱いいたします。（掛金の減額及び中断は、「特定退職金共済規程」に定める事由に該当する場合のみお取扱いいたします。）
○掛金は、従業員（被共済者）が退職する月まで毎月継続して納入する必要があります。
○掛金は、全額事業主（共済契約者）負担となります。
◇掛金は、いかなる場合（就業規則上の懲戒解雇等を含む）も事業主（共済契約者）には返還いたしません。
◇事業主（共済契約者）は、従業員（被共済者）のうち特定の者につき不当な差別的取扱をすることはできません。

加入申込手続

○お申込にあたり、従業員（被共済者）の加入同意が必要です。
○「特定退職金共済制度加入申込書」に所定の項目をご記入のうえ、毎月１０日までに商工会議所又は引受生命保険会社へご提出ください。
○毎月１０日までのお申込分については、翌月２３日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に申込金（加入承諾により初月分掛金に充当）をご指定の預金口座より振替させていただきます。
◇振替ができれば、振替日の翌月１日が本制度の加入日（共済契約成立日）となります。
◇振替ができなかった場合は、お申込を取消されたものとみなします。

掛金の納入方法

○掛金（申込金を含む）は、商工会議所の指定する金融機関より毎月２３日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にご指定の預金口座より振替させていただきます。
○２回目以降の掛金が口座振替不能となった場合、その翌月に２か月分を振替させていただきます。

退職金共済証

○共済契約成立後、従業員（被共済者）毎の「特定退職金共済制度　退職金共済証」を発行し、事業主（共済契約者）へお届けします。
○事業主（共済契約者）は、共済契約成立について従業員（被共済者）に通知する必要があります。

退 職 金

○退職金は、退職した従業員（被共済者）へ直接お支払いいたします。
◇いかなる場合（就業規則上の懲戒解雇等を含む）も事業主（共済契約者）にはお支払いいたしません。

【退職年金】
従業員（被共済者）が、加入期間５年以上で死亡以外の事由により退職したときに、加入口数及び掛金納入期間に応じた金額をお支払いいたします。
年金の支給期間は１０年で、年４回（２月、５月、８月、１１月）、３か月分をまとめてお支払いいたします。
◇従業員（被共済者）が、退職年金に代えて一時金を希望したときは、一時金でお支払いいたします。
◇年金月額が１０,０００円未満の場合は、退職年金に代えて一時金でお支払いいたします。

【退職一時金】
従業員（被共済者）が、加入期間５年未満で死亡以外の事由により退職したときに、加入口数及び掛金納入期間に応じた金額をお支払いいたします。

【死亡退職一時金】
従業員（被共済者）が死亡により退職したときに、退職一時金の金額に加え、加入口数１口につき１０,０００円を加算した金額を、「特定退職金共済規程」に定める遺族へお支払いいたします。

○退職金の請求は、大樹生命保険株式会社又は商工会議所に備付の請求書に退職事実が分かる書類等の必要書類を添えて、商工会議所へご提出ください。
○退職金および解約手当金を請求する権利は、その支払事由が発生したときより５年間請求がないときに時効により消滅します。
（その他時効に関しての詳細は、「特定退職金共済規程」に基づきます。）

共済契約の解除

○事業主（共済契約者）が掛金納入を６か月以上怠ったとき、商工会議所は共済契約を解除します。
○従業員（被共済者）が、退職せず次に該当したとき、商工会議所は当該被共済者の共済契約を解除します。
①個人事業主
②個人事業主と生計を一にする親族
③法人の役員（使用人兼務役員を除く）
○従業員（被共済者）が、偽りその他不正行為によって、退職金もしくは解約手当金の支払を受けたとき又は受けようとしたとき、商工会議所は当該被共済者の共済契約を解除します。
○事業主（共済契約者）は、被共済者の同意を得た場合に限り、共済契約を解除できます。
○共済契約が解除となった場合、【解約手当金】を従業員（被共済者）へ直接お支払いいたします。
※いかなる場合も事業主（共済契約者）にはお支払いいたしません。

退職金支給額表

（加入口数１口あたり）

掛金納入期間	退職一時金額	退職年金月額	死亡退職一時金額
（年）	約　（円）	約　（円）	約　（円）
1	11,520		21,520
2	23,120		33,120
3	34,780		44,780
4	46,520		56,520
5	58,330	(504)	68,330
6	70,210	(607)	80,210
7	82,160	(710)	92,160
8	94,170	(814)	104,170
9	106,260	(918)	116,260
10	118,430	(1,023)	128,430
15	180,360	(1,558)	190,360
20	244,170	(2,110)	254,170
25	309,920	(2,678)	319,920
30	377,660	(3,263)	387,660

●退職金支給額について

○退職一時金、退職年金は、「特定退職金共済規程」に基づき、加入口数及び掛金納入期間に応じて支給します。

○上表は、新規加入・増口部分についての支給額です。

※加入後の制度財政状況等により、「特定退職金共済規程」改定に基づき、支給額が変更となる場合があることを予めご承知おきください。

税法上の取扱

（一般的な取扱について記載しておりますので、個別の取扱は税務署等にご確認ください。）

【掛　金】

○事業主（共済契約者）が納入した掛金は、従業員（被共済者）１人につき月額３０,０００円まで損金（必要経費）となります。〔法人税法施行令第１３５条、所得税法施行令第６４条〕

【退職年金】

○退職年金は、雑所得として公的年金等控除が受けられます。〔所得税法第３５条、所得税法施行令第８２条の２〕

【退職一時金】

○退職一時金は、退職所得として退職所得控除が受けられます。〔所得税法第３０条、所得税法施行令第７２条〕

【死亡退職一時金】

○被共済者の遺族が受け取る死亡退職一時金は、相続財産として相続税の対象となります。〔相続税法第３条、第１２条〕

【解約手当金】

○解約手当金は、一時所得となります。〔所得税法施行令第７６条〕